

まちづくりに関連する専門家を派遣します！

まちなかにぎわい創出 専門家派遣事業

このような場合に御活用いただけます（一例です）。

新規創業者を
呼び込み活気ある
商店街にするための
アドバイスが欲しい！

空き店舗を使って
魅力ある店舗を
呼び込みたい！

まちなかの回遊性を
高めるための
勉強会を開催し
その後の取組に
つながりたい！

遊休不動産を
活用するための
アイデアが
欲しい！

空き家を
ゲストハウスに
するために
先輩創業者の
アドバイスが欲しい！

まちなかの
賑わいづくりの
セミナーを
開きたい！

事業 内容

地域で団体や個人等が連携し、まちづくりの課題解決・まちなかの賑わい創出や地域活性化を目指す取組を支援するため、まちづくりに関する専門家を派遣します。

（専門家の謝金と旅費について、県が負担します。※会場料等その他の費用は申請者負担）

派遣 対象

- 商工団体
- まちづくりに関する課題の解決に取り組む法人・団体・個人等
- 県内市町村

※派遣回数は1回のみでも可。原則1テーマ3回まで（別テーマであれば4回以上可能）

詳しくは、URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/>（県商業まちづくり課ホームページ）

専門家派遣を御希望の方は下記にお問合せください。

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎12階）

問合せ先

TEL：024-521-7299 FAX：024-521-8886

E-mail：shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp

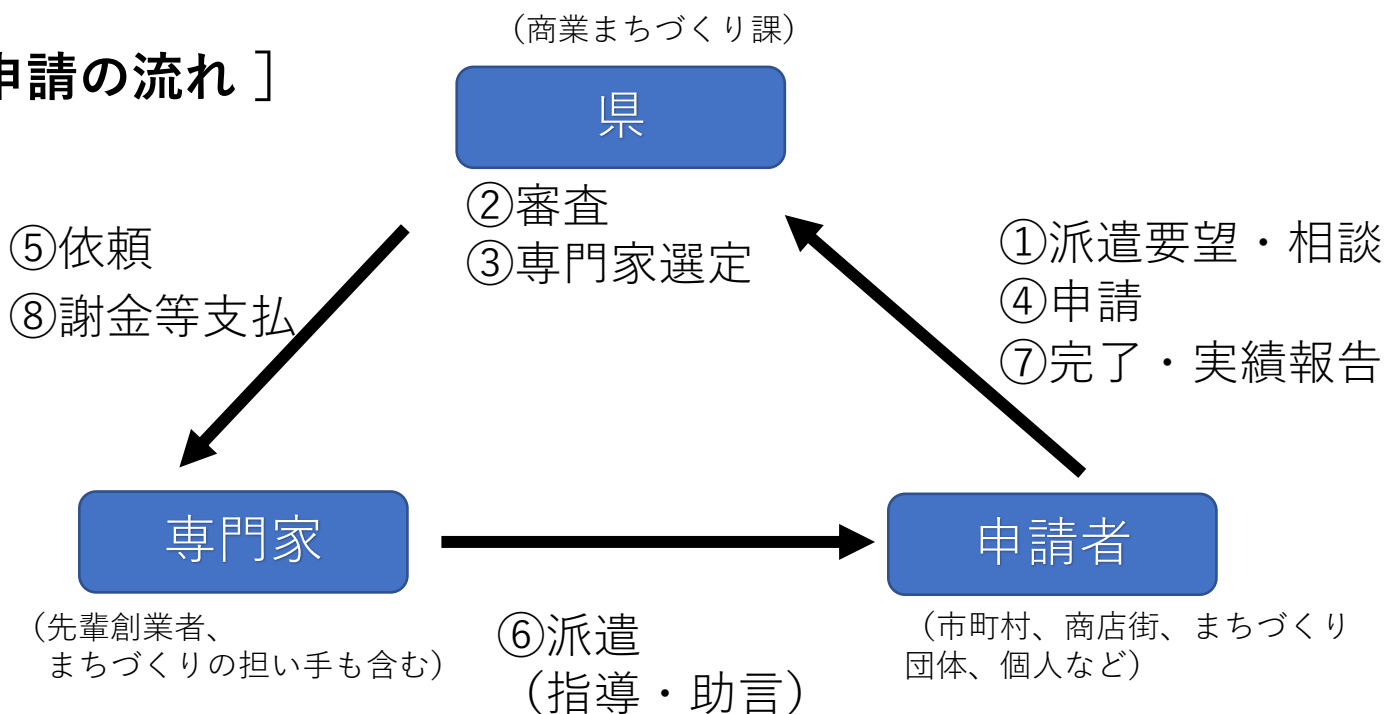
福島県商工労働部商業まちづくり課

平成26年度から令和6年度まで、のべ139回専門家を派遣。

【これまでの活用事例（一部）】

- ・遊休不動産のリノベーションにあたり、情報発信・施設運営・収支シュミレーション等に関する助言
- ・エリアの価値向上を目指すコンセプトづくり
- ・経営改善・売上向上のためのデザイン等アドバイス
- ・交流・情報発信拠点の整備にあたり全体コンセプトの助言 など

〔申請の流れ〕



- 1 事前相談・・・相談シートに必要事項を記入し、電子メール又は郵送で提出。
詳細確認のため当課より改めて連絡差し上げます。
派遣までに通常2ヶ月程度かかりますので、余裕をもって御相談ください。
- 2 審査・・・・・・・・・・当事業の趣旨にあった内容かどうか審査します。
- 3 専門家選定・・・申請者又は当課で推薦し決定
※ 申請者の希望がある場合、その旨お知らせください。
(派遣までの期間が短縮されます。)
- 4 派遣申請・・・派遣申請書を県へ提出
- 5 派遣依頼・・・県から講師へ派遣の要請をします。
- 6 専門家派遣
- 7 実績報告・・・派遣終了後、事業完了と実績報告書を提出していただきます。

専門家派遣の概要については、派遣完了後に県HPへの掲載を予定しています。

※本事業については、予算がなくなり次第終了します。詳細は県HPでご確認ください。